

滋賀県循環器病対策検討会設置要綱

(目的)

第1条 脳卒中や心臓病その他の循環器病は、本県の主要な死亡原因であるとともに、介護が必要となる主な原因疾患であり、本県保健医療計画においても主要疾患として位置づけられ、また、「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」が制定され循環器病の対策の推進が求められている。

本県における循環器病に係る現状や課題を共有し、医療提供体制、関係機関の連携協力体制の構築を進め、効果的な施策を推進するため、滋賀県循環器病対策検討会（以下「検討会」という）を開催する。

(所掌事項)

第2条 検討会では、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 循環器病の現状と課題に関すること。
- (2) 滋賀県保健医療計画の策定検討、評価等に関すること。
- (3) 滋賀県循環器病対策推進計画の策定検討、評価等に関すること。
- (4) その他、循環器病対策全般に関すること

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる機関等で構成する。

- 2 構成機関からの出席者を委員とする。

(会長)

第4条 検討会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の議長は会長があたる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の会議への出席および意見を求めることができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、検討会に部会を設置することができる。

(事務局)

第6条 検討会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部健康しが推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

- 附 則
- | | |
|-------------|---------------|
| この要綱は、平成29年 | 2月28日から施行する。 |
| この要綱は、平成29年 | 4月 1日から施行する。 |
| この要綱は、令和元年 | 11月27日から施行する。 |
| この要綱は、令和3年 | 4月 7日から施行する。 |

この要綱は、令和5年 6月 1日から施行する。
この要綱は、令和6年 4月 1日から施行する。

別表

滋賀県循環器病対策検討会構成機関・団体

	構成機関・団体
1	滋賀県医師会
2	滋賀県歯科医師会
3	滋賀県薬剤師会
4	滋賀県看護協会
5	滋賀県栄養士会
6	滋賀県介護支援専門員連絡協議会
7	滋賀県保険者協議会
8	滋賀県保健所長会
9	滋賀県消防長会
10	滋賀県市町保健師協議会
11	患者団体
12	県立リハビリテーションセンター
13	アドバイザー
14	脳血管疾患領域検討部会 代表者（2）
15	心疾患領域検討部会 代表者（2）